

セキュリティサービス重要事項説明書

原 健一郎

様

東京都渋谷区神宮前1丁目5-1
 セコム株式会社
 代表取締役社長 尾関 一郎
 電話 0120-10-0024

ご契約に際しては、本書面をよくお読みください。
 本書面は、警備業法第19条第1項（書面の交付）に基づくものです。

記

1. サービスを提供する施設の名称および所在地

名 称	原税務会計事務所
所 在 地	大阪府八尾市志紀町南1丁目139

2. お客様を担当させていただく弊社窓口等 ※担当事業所、緊急発進拠点等は、移転等により変更になる場合があります。

担当事業所 (サービス提供窓口) (苦情受付窓口)	名 称	八尾支社
	所 在 地	大阪府八尾市清水町1丁目 1-28 MATSUMURA BUILDING
	電話番号	072-992-0262
コントロールセンター (基地局)	名 称	大阪本部コントロールセンター
	所 在 地	大阪府箕面市船場西2丁目1-11 箕面船場センタービル 3F
緊急発進基地 (待機所)	名 称	八尾待機所
	所 在 地	大阪府八尾市清水町1丁目1番28号

3. サービスを提供する時間帯

防犯サービス	毎日 20:00 ～ 08:00 ただし、お客様の休日の防犯サービス提供時間は終日とします。
その他サービス	終日

4. 断線監視サービスの有無

断線監視サービス	無し
----------	----

5. 免責に関する事項について

- 1) セコムがお客様の要求により実施する契約に明示のない特別な業務、または追加の業務行為から生じた損害
- 2) 自然災害、その他不可抗力により生じた損害
- 3) セコムの責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含みます）による送信が行われなかったために生じた損害
- 4) セコムが複数の異常について緊急度に応じたサービス提供を行うことにより生じた損害
- 5) 屋外または屋外と同じ状況下、警報機器の設置箇所外または警報機器の機能外において生じた損害
- 6) お客様が警報機器のセット時に対象施設の異常の有無の確認を怠ったことにより生じた損害
- 7) 現金、貴重品を容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合に生じた損害
- 8) お客様がセコムから対象施設の安全確保に支障のあるものについて改善の申し入れを受けたときに、必要な処置をとらなかったために生じた損害
- 9) お客様が対象施設の増改築・用途変更等を任意の施工により行われた場合に生じた損害
- 10) セコムの責任によらない事由でセコムが対象施設の周囲の状況の変化（隣接する建物の建設など）等を知ることができなかったために生じた損害

6. 損害賠償の範囲および損害賠償額について

セコムはサービスのご提供にあたり、セコムの責に帰すべき事由により生じたお客様の損害について、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円を賠償限度額として、お客様に対しその損害を補償します。

7. その他

項 目	内 容
1 対処する警備員の人数	原則として 1 名（異常が発生した場合等に対処する警備員）
2 提供するサービス内容	防犯、火災監視等お客様と協議して定めたサービス
3 警備員の知識および技能	警備業法に定められた教育およびセコムにて定めた研修を受講しています。
4 警備員の服装	警備業法に基づき届出した制服を着用します。
5 使用する機器または各種資機材	車両、無線機、警棒、懐中電灯等セキュリティサービスに必要な機材を使用します。
6 鍵の管理	お預かりする鍵の種類と本数を別途定め、お預かりする際には、責任をもって保管・管理します。
7 警報機器の設置場所と種類	プランニング図面をご確認ください。
8 機械装置の概要（システムの概要）	サービスを提供する施設に設置した警報機器が異常を感知した場合は、コントローラー（送信機）から通信回線を通じて、コントロールセンター内の受信機に送られ、コントロールセンターのコンピュータにより異常情報を処理し、管制卓の画面に表示します。通信回線については、下記8項「通信回線について」をご参照ください。
9 待機所からサービスを提供する施設までの路程	別紙「セコム・アプローチマップ」によります。
10 警報機器の維持管理	セコムは警報機器の正常な機能を維持するため適宜点検を行い、万一、異常を認めた場合は遅滞なく処置を講じます。
11 異常発生時の措置	異常情報を受信した場合は、警備員が対処すると同時に、必要に応じて関係各機関へ通報を行います。
12 お客様へのご報告	警備員が対処した場合は速やかに書面でご報告します。
13 契約に必要な費用	見積書をご確認ください。
14 支払時期と支払方法	見積書をご確認ください。 ※ 振込みでお支払いの場合、振込手数料は、お客様のご負担となります。
15 契約期間	見積書をご確認ください。
16 サービスの再委託	サービスを提供する施設の所在地がセコムの関連会社の管轄エリアである場合は、この契約におけるセコムの地位および権利・義務をセコムの関連会社に譲渡します。ただし、セコムは関連会社の業務遂行に関し、その履行を保証します。
17 契約の更新	契約期間満了の3か月前までに終了の意思表示がない場合は、1年毎の自動更新とさせていただきます、その後も同様とします。
18 契約の変更	警報機器の種類や数量および通信回線料が変動した場合は、契約料金を変更できるものとします。
19 契約の解除	お客様がお客様の事由によりこの契約を契約期間満了前（更新期間中の満了を含む）前に解約するときは、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムにお支払いいただきます。 解約金＝（基準月額×1/5×残存契約期間月数＋基準月額の3か月分×0.8）×解約金算定基準指数 ※基準月額は、ご契約時の契約書面記載の契約料月額となります。ただし、サービス開始前までに料金の変更があった場合は、変更後の契約料月額となります。 ※解約金算定基準指数は、見積書をご確認ください。 お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、セコムは催告することなくこの契約を終了とさせていただきます。
20 特約事項	ある場合は、別紙によります。

8. 通信回線について

- セキュリティサービスで使用するお客様の通信回線の種類と、接続にあたって必要となる装置の一覧は下記のとおりです。
詳しくはセコムにご確認ください。
- 断線監視サービスとは、通信回線の切断があった際、瞬時にセコムで異常として判断し対応を行うサービスのことで、断線したことをKDDIの携帯電話通信網を利用して送信する仕組み（無線方式）、NTTの信号監視サービスを利用する仕組み（有線方式）、ISDN回線のDチャネルバケットサービスを利用する仕組みの3種類があります。断線監視サービスに関する料金については、お客様のご負担となります。ご不明な点等はセコムにご確認ください。
- セコムの無線通信のみのご契約の場合は、お客様の通信回線は使用しません。

通信回線	接続の可否	接続にあたって新たに必要となる装置	断線監視サービス
一般公衆回線（注1）（注2）	可	新たな装置は不要	○（無線方式/有線方式）
ADSL回線	可	専用のADSLアダプターを設置	○（無線方式のみ）
ISDN回線（注2）	可	新たな装置は不要	○（注3）
CATV回線	可	専用の無線通信機器（注5）（注7）を設置	△（注5）（注7）
IP電話回線	可（注4）	専用の無線通信機器（注5）を設置	△（注5）
IP通信網（インターネット・イントラネット等）	可（注6）	専用の無線通信機器（注7）を設置	△（注7）
携帯電話	接続できません	—	—

- 注1) IPタイプの回線をご使用の場合は「IP電話回線」となります。
- 注2) 一部の直取タイプの回線をご使用の場合は、「IP電話回線」となります。
- 注3) ISDN回線の場合は、新たにNTTとの間で「Dチャネルバケットサービス」の申し込みが必要となります。NTT工事費用および月々の使用料金はお客様のご負担となります。
- 注4) セキュリティシステムによっては接続のできないタイプもあります。
- 注5) 断線監視サービスは適用できませんが、セコム専用の無線通信機器を設置し、通常はKDDIの携帯電話通信網を利用して情報を送信し、この通信網が不通の場合は、お客様のIP電話回線を利用して情報を送信します。そのため、断線監視サービスと同様の安定性と信頼性を確保する仕組みとなっております。
- 注6) IP通信網が使用できるのは、一部のシステムに限られます。担当者にご確認ください。
- 注7) 断線監視サービスは適用できませんが、セコム専用の無線通信機器を設置し、IP通信網が不通の場合、KDDIの携帯電話通信網を利用して情報を送信し、断線監視サービスと同様の安定性と信頼性を確保する仕組みとなっております。ただし、この場合、画像の送信はされません。
- ※ セキュリティサービスのご利用にかかる通信回線の使用料金はお客様のご負担です。無線通信における通信料金については、お客様のご負担はありません。なお、通信回線の種類の変更や設定の変更の際は、サービスの提供ができなくなる場合がありますので、必ず事前にセコムにご連絡ください。

（デュアル無線通信アダプターについて）

接続可能な通信回線をお客様がお持ちでない場合、セコム専用の「デュアル無線通信アダプター」を設置することにより、KDDIまたはNTTドコモの携帯電話網を利用して情報を送信します。契約物件に固定電話が無い場合、セコム・コントロールセンターが「異常」情報を受信したときの契約物件への連絡手段がお客様の携帯電話への連絡になりますので、契約物件の状況確認が適切に行えず、セコムから関係機関への出動要請が遅れる場合があります。